新型コロナウイルス感染症に関する支援(県)

営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金の支給について

茨城県では、1月~3月のまん延防止等重点措置にともなう営業時間短縮要請や外出自粛要請の影響を受け、売上が減少した事業者に一時金が支給されます。申請方法などの詳細についてはお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

支給対象 (※営業時間短縮要請等を受けた飲食店は対象外です)

2022 年 1 月~3 月のいずれかの月の売上が、2019 年~2021 年の同月比で、30%以上減少し、県内に主たる事業所があり所得税または法人税の納税地を 県内にしており、かつ一時金の需給後も県内で事業を継続する意思がある事業者 で、以下のいずれかに該当する県内事業者。

- (1) 営業時間短縮要請を受けた飲食店と直接取引がある事業者
- (2) 外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向け販売やサービスを提供する事業者

※以前に一時金を受給した方や、「事業者復活支援金」を申請した方も申請出来ます。

支 給 額 年間売上高別に応じ、20万~500万円(1事業者あたり1回限り)

受付期限 令和4年6月30日(木)まで

※郵送の場合は、当日消印有効

お問合せ・送付先

〒 310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県事業者支援一時金審査デスク 宛

電話相談窓□ ☎ 029(301)5558(平日 午前9時~午後5時)

制度の詳細は こちら▼





電子申請は

「小学校休業等対応助成金」の対象期間を再び延長しました(国)

国では、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得ない労働者に対して、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主を対象とした「小学校休業等対応助成金」の支援を令和4年3月31日まで行っておりましたが、対象となる休暇取得の期間が令和4年6月30日(木)まで再び延長となりました。

また、「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」を労働局に開設し、事業主へ小学校助成金の活用の働きかけを行っておりますが、特別相談窓口の開設期間についても令和4年9月30日(金)まで延長となりました。

申請窓口や必要書類等についてはこちらから▶

